

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3327号)

令和8年3月19日

横 情 審 答 申 第 3327 号

令 和 8 年 3 月 19 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 松 村 雅 生

個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 105 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 準 用 す
る 同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 諮 問 に つ い て (答 申)

令 和 7 年 1 月 16 日 総 労 第 23484 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 (1) 令 和 6 年 6 月 期 支 給 の 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当 に 係 る 被 保 険 者 賞 与 支
払 届 総 括 表 (2) 令 和 6 年 6 月 期 支 給 の 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当 に 係 る 標 準 賞
与 額 決 定 通 知 書 」 の 保 有 個 人 情 報 不 開 示 決 定 に 対 す る 審 査 請 求 に つ い て の 諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表 (2) 令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月12日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため、不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市職員共済組合の共済組合員には、一般の組合員と短期組合員がある。一般の組合員は常勤職員であり、横浜市共済組合が実施する全ての事業（長期給付事業、短期給付事業及び福祉事業）が適用される。短期組合員は非常勤職員等であり、横浜市共済組合の一部の事業（短期給付事業及び福祉事業）が適用される。
- (2) 令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表（以下「保有個人情報1」という。）は、共済組合員のうち短期組合員に係る年金の算出のために日本年金機構へ提出する文書である。また、令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書（以下「保有個人情報2」という。）は、事業主が提出した短期組合員の賞与支払届に基づき、日本年金機構が標準賞与額を決定し、事業主に送付する文書である。よって、短期組合員ではない審査請求人に係る保有個人情報1及び保有個人情報2は作成又は受領をしておらず、それに類する文書も保有していないことから、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見

は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 全部不開示とする合理的根拠の記載がない。
- (3) 不開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 本件処分は不当である。

5 審査会の判断

(1) 被保険者賞与支払届に係る事務について

総務局労務課では職員の給与に関する事務を所掌しており、職員に期末・勤勉手当が支給されれば、共済組合員の標準期末手当等の額を「標準期末手当等の額決定基礎届」を用いて横浜市職員共済組合に報告をしている。

共済組合員には、一般の組合員と短期組合員がある。一般の組合員は常勤職員であり、横浜市共済組合が実施する全ての事業（長期給付事業、短期給付事業及び福祉事業）が適用される。短期組合員は非常勤職員等であり、横浜市共済組合の一部の事業（短期給付事業及び福祉事業）が適用される。

なお、長期給付事業が適用されない短期組合員の年金については、第一号厚生年金被保険者として、日本年金機構に「賞与支払届」を提出している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に係る保有個人情報 1 及び保有個人情報 2 と解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人は常勤職員であり、横浜市職員共済組合の一般の組合員であって、短期組合員ではないため、審査請求人に係る保有個人情報 1 及び保有個人情報 2 は作成又は受領をしていない。

(イ) 実施機関において、審査請求人に係る保有個人情報 1 及び保有個人情報 2 に類する文書及び記録並びに同様の性質の文書は作成又は受領をしていない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 1 月 16 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 1 月 30 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 8 年 1 月 15 日 (第323回第三部会)	・審議
令和 8 年 2 月 19 日 (第324回第三部会)	・審議